五　第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令附則第七条第一項に規定する総務省令で定める軽微な修正は、新公的個人認証法施行規則第二十条に規定する軽微な修正とする。

○厚生労働省令第百三十九号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第八項において読み替えて準用する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第六項及び第七項、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第九項及び第十項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第七条第二項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二中「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号。以下「平成二十四年年金確保支援法施行令」という。）第三条第一項」を「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第七条第一項」に改め、同条第二号中「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号。以下「平成二十三年年金確保支援法」という。）附則第二条第一項」を「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年年金事業運営改善法」という。）附則第十条第一項」に改める。

第七十八条の七中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第一項」に改める。

第八十二条中「平成二十四年年金確保支援法施行令第三条第一項」を「平成二十六年経過措置政令第七条第一項」に改める。

第百二条の二の見出し中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第一項」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第八項」に、「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第一項」に改め、「の全部又は一部」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第八項」に改め、「の全部又は一部」を削る。

第百三条の二中「平成二十四年年金確保支援法施行令第三条第一項」を「平成二十六年経過措置政令第七条第一項」に改める。

第百十三条の二第一項中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第九項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第九項」に改め、同項第一号中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第八項」に、「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第一項」に改め、「の全部又は一部」を削り、同項第二号中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第八項」に改め、同条第二項中「平成二十三年年金確保支援法附則第二条第十項」を「平成二十六年年金事業運営改善法附則第十条第十項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。